

入札公告(入札説明書)

次の案件について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 16 日

阿波市長 町 田 寿 人

1 リース概要等

- (1) 事 業 名 市単独事業
- (2) リース 名 カラー複合機 17 台
- (3) リース概要 リース方式 メンテナンスリース
リース台数 カラー複合機 17 台 (国内メーカーに限る。)
- (4) リース条件 仕様書のとおり
- (5) 事業期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日 まで 5 年間(60 か月)
- (6) 落札方式 最も低い価格である入札参加者を落札者とする価格競争落札方式により執行する。
- (7) 入札方法
本入札説明書、阿波市財務規則(平成 17 年阿波市規則第 37 号)、阿波市競争契約入札心得等に基づき、郵便入札により執行する。

2 入札参加資格要件

次のすべてに該当すること。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 令和 6 年度の阿波市入札参加有資格業者名簿(物品)に登載されていること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 入札公告日から落札者の決定前までの間に、阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成 17 年阿波市告示第 15 号)に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (5) 入札公告日から落札者の決定前までの間に、阿波市暴力団等排除措置要綱(平成 23 年阿波市告示第 20 号)に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中でないこと。
- (6) 次の申立てのいずれにも該当しないこと。
ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て
イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て
ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て
※会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていないものとみなす。

3 入札関係資料の閲覧

- (1) 期間 令和 7 年 5 月 15 日(木) まで
- (2) 場所 ①阿波市ホームページ
②阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市役所 企画総務部 契約管財課
(開庁日の午前 9 時 から 午後 4 時 まで)

4 質問の受付

- (1) 期間 令和 7 年 5 月 8 日(木) まで
- (2) 場所 質問事項を質問書(様式 1)に記載し、次のアドレスへ電子メールにより提出すること。
メールアドレス:keiyakukanzai アットマーク awa.i-tokushima.jp
※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

5 質問回答内容の閲覧

- (1) 期間 令和 7 年 5 月 12 日(月) から 令和 7 年 5 月 15 日(木) まで
- (2) 場所 ①阿波市ホームページ
②阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市役所 企画総務部 契約管財課
(開庁日の午前 9 時 から 午後 4 時 まで)

6 入札書等の提出

- (1) 期間 令和 7 年 5 月 15 日(木)午後 5 時 までに到達
- (2) 書類
ア 入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認票(様式 2)
イ 入札書(様式 3)
- (3) 入札金額
ア 現場の調査について
現場を十分調査の上、入札価格を決めること。
下記の期間中、現地の調査が可能。
事前調査を希望される場合は、必ず事前の連絡をすること。
日 時:令和 7 年 4 月 18 日(金)から 4 月 24 日(木)まで(土日祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く)
場 所:徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1
連絡先:阿波市 企画総務部 契約管財課 TEL:0883-36-8704
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加希望者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 方法
ア 郵便(簡易書留等の追跡可能な方法)にて提出すること。
イ 提出先 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市役所 企画総務部 契約管財課
ウ 書類一式を封筒に入れ、封筒表に次の内容を朱書きで記載すること。

- (ア) 案件名称
- (イ) 入札参加希望者の所在地及び商号又は名称
- (ウ) 「入札書等在中」の旨

7 落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札価格等を確認後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札参加者のうち、最も低い価格の者を落札候補者として決定し、終了する。なお、阿波市競争契約入札心得第7の定めに関わらず、入札参加者が1者となった場合においても入札を執行する。
また、落札候補者となるべき者が複数いる場合は、くじによる抽選により決定するため、落札候補者の決定を保留にし、開札を終了する。終了後、対象の入札参加者へ抽選会の出席を依頼し、入札参加者にて予備抽選(本抽選にて、くじを引く順番を決める抽選)と本抽選(落札候補者を定める抽選)により、落札候補者を決定する。なお、入札参加者が予備抽選に出席できない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員が代わりに出席し、予備抽選、本抽選のくじを引くものとする。
- (2) 開札は、次の日時と場所で行う。
令和7年5月16日(金) 午前9時30分から
阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 2階 入札室
- (3) 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、有効な入札がないときは入札を終了する。
- (4) 次に該当する入札は無効とする。
 - ア 契約締結前までにおいて、入札参加資格要件に該当しなくなった者の入札
 - イ 虚偽の記載があった者の入札
 - ウ 阿波市競争契約入札心得第8に該当する入札
 - エ 入札参加資格審査申請(定期受付等)時に、支店等へ権限を委任されている場合は、当該支店等に関する事項を記載してください。
権限委任しているにもかかわらず、本店、権限委任外の支店等に関する事項を記載している場合は、入札を無効とします。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札終了後、入札参加資格審査申請書等により、入札参加者の入札参加資格要件を確認する。落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると認められた場合は、開札を再開し、落札候補者を落札者として決定する。なお、満たしていないと認められた場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な他の入札参加者のうち、最も低い価格の者を落札者として決定する。
- (2) 入札参加資格要件を満たしていないと認められた入札参加者には、入札参加資格不適格通知書を送付する。
- (3) 落札者を決定した場合、入札参加者には、入札結果を送付する。
- (4) 落札者の決定後、入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、再度、予定価格の制限の範囲内で有効な他の入札参加者のうち、最も低い価格の者を落札者として決定する。

9 日程

入札関係資料の閲覧	令和7年5月15日(木)まで
質問の受付	令和7年5月8日(木)まで
質問回答内容の閲覧	令和7年5月12日(月)から 令和7年5月15日(木)まで
入札書等の提出	令和7年5月15日(木)午後5時 まで
開札	令和7年5月16日(金)午前9時30分 から

10 その他

(1) 共通事項

ア 使用する言語は、日本語とする。

イ 使用する通貨は、日本国通貨とする。

ウ 入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認票、入札書等に虚偽の記載をした場合は、阿波市建設業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置の対象となることがある。

(2) 入札関係

ア 本入札に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 入札保証金は免除とする。

エ 入札参加者名、入札金額等の入札結果の情報は公開するため、入札参加希望者は、あらかじめその旨を了承の上、入札すること。

(3) 入札参加資格不適格通知書に対する説明

入札参加資格不適格通知書を受理した入札参加希望者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、次により任意様式の書類を提出すること。

ア 期限 入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して、7日以内(土日祝を除く。)の午後5時までに到達すること。

イ 方法 持参又は郵便(簡易書留等の追跡可能な方法)にて提出すること。

ウ 提出先 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市役所 企画総務部 契約管財課

(4) 落札者の決定後の入札参加資格要件の取扱い

落札者の決定後から契約締結前までの間に、次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とする。

ア 入札参加資格要件を満たさなくなったこと。

イ 阿波市建設業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置の対象となったこと。

ウ 阿波市暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中でなったこと。

(5) 契約関係

ア 契約書の作成は要する。

イ 契約保証金は免除とする。

ウ 落札決定の通知日から起算して、7日以内に契約を締結しないときは、落札者はその効力を失う。

(6) 入札公告後、本入札説明書、仕様書、様式等を修正する場合や入札を中止する場合があるため、随時、阿波市ホームページ等により状況を確認すること。

(6) 問合せ先

阿波市役所 企画総務部 契約管財課 電話:0883-36-8704